

上尾市道の工事に関する基本条件

上尾市都市整備部建設管理課

【長尺U字溝】(裏面構造図参照)

- ・排水勾配0.3%以上を確保すること
- ・長尺U字溝接続箇所には、コンクリート底板を使用すること
- ・Co蓋はB型配列とすること
- ・グレーチング蓋設置の場合は、T-25・細目・ノンスリップ・鎖付・市章入りとすること(歩道一般部はT-14以上)
- ・Co蓋を加工する場合は、かかり部分で最小長さ30cmを確保
- ・浸透型を使用する場合は、水抜き部に単粒度4号砕石をいれること
- ・布設の際は、20m以内に1基の雨水柵を設置すること

【雨水柵(U字柵)】(裏面構造図参照)

- ・長尺U字溝布設の20m以内に1基の雨水柵を設置すること
- ・グレーチング蓋は、T-25・細目・ノンスリップ・鎖付・市章入りとすること(歩道一般部はT-14以上)
- ・泥溜め15cm以上を確保し、底打ちは10cmとする

【集水柵】(裏面構造図参照)

- ・構造図接合箇所には集水柵を設置すること
- ・直線間の接続箇所は、内径400×400以上を使用し、隅切りとの接続を要する箇所は内径500×500以上を使用すること
- ・泥溜め15cm以上を確保し、底打ちは10cmとする
- ・グレーチング蓋は、T-25・細目・ノンスリップ・鎖付・市章入りとすること(歩道一般部はT-14以上)

【横断暗渠】(裏面構造図参照)

- ・当該出入口を利用する自動車が10台以上見込まれる場合、出入り幅員が5.0mを超える場合等は、横断暗渠設置のこと
- ・横断暗渠の敷高は、既存の長尺U字溝の敷高に合わせる
- ・コンクリート基礎は、基礎ブロックの使用可能

【L型側溝】(裏面構造図参照)

- ・L型側溝の切下げ型を使用する場合は、標準型との間に擦り付け型(斜型)を設置し、段差ができないようにすること
- ・L型側溝と集水柵等を設置する場合は、集水柵天端とL型側溝敷高を合わせ、段差を加工すること
- ・L型側溝を加工する場合は、最小長さ30cmを確保すること
- ・L型側溝に設置するグレーチング蓋は、T-25・細目・ノンスリップ・鎖付・市章入りとすること
- ・切下げ型を使用せず、乗入れブロック等を設置しないこと
- ・広範囲で布設をする場合は、ロングL型の設置を検討のこと

【歩車道境界ブロック】(裏面構造図参照)

- ・車両乗入れ部の設置箇所数は、同一敷地について1箇所とする。ただし、交通処理場等の理由から特に必要と認められる場合であって相互の間隔を原則として8.0m以上とするときには、2箇所とすることができる
- ・開口部の幅は、普通自動車で4.2m以下、大型自動

車で8.0m以下とする(乗入れ舗装範囲は開口部+各60cm)

- ・一般歩道部を車両乗入れ部にすることは、歩道舗装部を乗入れ舗装にすること
- ・一般歩道部を車両乗入れ部にすることで、歩道部の側溝が歩道用蓋の場合は、車道用蓋に交換すること
- ・歩車道境界ブロックの切下げ型を使用する場合は、標準型との間に摺り付け型(斜型)を設置し、段差ができないようにすること
- ・歩車道境界ブロックの切下げ型設置の有無は、設置前後の状況を確認の上、施工すること
- ・歩車道境界ブロックの布設替えをする場合は、設置前後と同等のものを使用すること
- ・歩車道境界ブロックの両端部には反射板の設置をしてください

【共通事項】

- ・工事の掘削面積がおおむね100㎡を超える場合または施工延長が100mを超える場合は、工事着手届を提出すること
- ・構造物布設の際は、基礎を含めて民地側に越境をしないこと
- ・道路の横断勾配は、車道の場合にあたっては舗装路面で1.5%以上2.0%以下、歩道の場合にあたっては2.0%を標準とする
- ・構造物布設に伴う道路掘削が発生する場合は、転圧可能な30cmを最小範囲とし、路盤工までを十分に締め固めた後、加熱合材とプライムコートで仮復旧すること
- ・仮復旧は、原則1か月以上の自然転圧期間を置くこと
- ・本復旧は、自然転圧にて沈下量が安定した時点で施工をすること。本復旧範囲は、50cmの影響幅を含め、基準以上に影響が生じた場合はその範囲とする
- ・舗装版切断時に発生する濁水の処分をすること
- ・工事前及び工事完了後に、本復旧範囲の基準点及び境界杭を確認し、遠景及び近景の写真を撮影すること。撮影した写真を完成届に添付すること。
- ・工事完了後は、速やかに完成届を市に提出し、検査を受けること。なお、完成届に当たっては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- ・基準点及び境界杭が移動および滅失しないようにし、移動及び滅失した場合は復元すること。また、基準点の移動の恐れがある場合は、建設管理課と協議すること。
- ・舗装及び構造物に段差並びに水溜りの無いように施工すること
- ・苦情及び第三者への損害は、申請者の責任において解決すること
- ・歩行者及び弱者等に十分注意を払い、安全対策にも配慮すること
- ・工事の出入り等に起因して破損・汚損等が生じた場合は、協議の上現状程度に復旧すること
- ・工事の施行に起因する道路構造物の損傷が発生した場合は、完了検査後又は再検査後3年間は、原因者の責任として市の指示に従い、復旧の責任義務を負うこと。
- ・工事上で疑問等が生じた場合は、協議すること。
- ・その他、この文書に記載がないものについては、「道路占用工事施行に関する標準条件書」による。

